

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間)に生じた所得の申告です。
申告期限は令和7年3月17日(月)です。

申告が必要な人とは

令和7年1月1日現在、いなべ市に住所があり、令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)に所得があった人で次のいずれかに該当する人(確定申告をした人は除きます)は、市民税・県民税の申告が必要となります。

- 事業所得(営業・農業など)、不動産所得(賃貸・貸地・駐車場など)などの給与所得以外の所得があった人
- 給与所得者で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(昨年に退職した人、日雇い、パートなどを含みます)
- 給与所得または公的年金所得の人で、他に各種所得のあった人
- ※ 給与所得または公的年金所得以外の所得の合計が20万円以下の人には確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。
- 給与所得または公的年金所得のみの人で、源泉徴収票に記載された所得控除(社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など)の内容に変更や追加がある人(公的年金等の収入金額が400万円以下で確定申告が不要の人を含みます)

申告が必要でない場合でも

令和6年中に所得がなかった人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、次の場合は市民税・県民税の申告が必要です。なお、申告書提出の際には、申告書右下の「収入のなかった方」の欄にもご記入ください。

- 借入、扶養、住宅、教育、福祉関係などの申請に必要な「所得課税証明書」の発行を希望される場合
- 国民健康保険税などの軽減を受けようとする場合

申告に必要なもの

- 個人番号確認と本人確認ができる書類(マイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など)
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 令和6年中の所得がわかるもの

区分		必要書類	
事業所得(営業・農業など)、不動産所得がある人		総収入金額と必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書、農業所得内訳書	
報酬・配当所得がある人		それぞれの支払明細書など	
給与所得・各種年金・給付金などがある人		それぞれの源泉徴収票(原本)	
各種控除を受けるための証明書など			
控除の種類		必要書類	
社会保険料控除		支払った金額がわかる書類(国民年金保険料については、控除証明書)	
生命保険料控除		生命保険・損害保険会社などから発行された支払額などの証明書	
地震保険料控除			
配偶者控除		配偶者または扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの	
配偶者特別控除			
扶養控除			

市民税・県民税・森林環境税が課税される人

令和7年度の市民税・県民税は、令和6年中の所得に応じて均等割、所得割および森林環境税(国税)が課税されます。

● 非課税基準

区分		要件	
扶養親族のある場合		扶養親族のない場合	
合計所得金額が次の金額以下の場合		合計所得金額が380,000円以下	
280,000円×人数(同一生計配偶者および扶養親族+1)+168,000円+100,000円			
所得割が課税されない人		総所得金額等が次の金額以下の場合	
350,000円×人数(同一生計配偶者および扶養親族+1)+320,000円+100,000円		総所得金額等が450,000円以下	

区分		要件	
均等割も所得割も課税されない人		1 生活保護法による生活扶助を受けている人 2 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦に該当する人で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合	

- ※「合計所得金額」とは、純損失・雑損失の繰越控除ならびに居住用財産の買換え等の譲渡損失・特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除および先物取引に係る雑所得等の損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額・分離短期譲渡所得金額(特別控除前)・分離長期譲渡所得金額(特別控除前)・株式等に係る譲渡所得等の金額・先物取引に係る雑所得等の金額・退職所得金額および山林所得金額の合計額をいいいます。
- ※「総所得金額」とは、合計所得金額から上記各損失の繰越控除した後の金額をいいます。
- ※ 令和5年度課税より、賦課期日(その年の1月1日)現在で、18歳未満の方が未成年となります。ただし、既婚者又は婚姻歴のある方は18歳未満であっても未成年者とはみなされません。
- 例 扶養親族がなく、給与收入のみの場合

給与收入(所得)		市民税・県民税		所得税	
93万円以下(所得38万円以下)		均等割	所得割	非課税	非課税
93万円超100万円以下(所得38万円超45万円以下)				課税	非課税
100万円超103万円以下(所得45万円超48万円以下)				課税	課税
103万円超(所得48万円超)					課税

配偶者・扶養控除等の範囲

● 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の給与収入(所得)		控除を受けられる人の所得金額	
1,000万円以下	1,000万円超	1,000万円以下	1,000万円超
103万円以下(所得48万円以下)		控除を受けられる	
103万円超201.5万円未満(所得48万円超133万円以下)			控除を受けられない
201.5万円以上(所得133万円超)			控除を受けられない

所得金額調整控除

給与・公的年金所得控除の10万円の引き下げ、基礎控除の10万円の引き上げにより介護・子育て世帯に負担増が生じないよう所得を計算します。

(1) 介護・子育て世帯の場合

給与収入が850万円を超える、次のa～cのいずれかに該当する場合は、下記算式により計算した金額を控除します。

a: 本人が特別障害者

b: 23歳未満の扶養親族を有するもの

c: 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

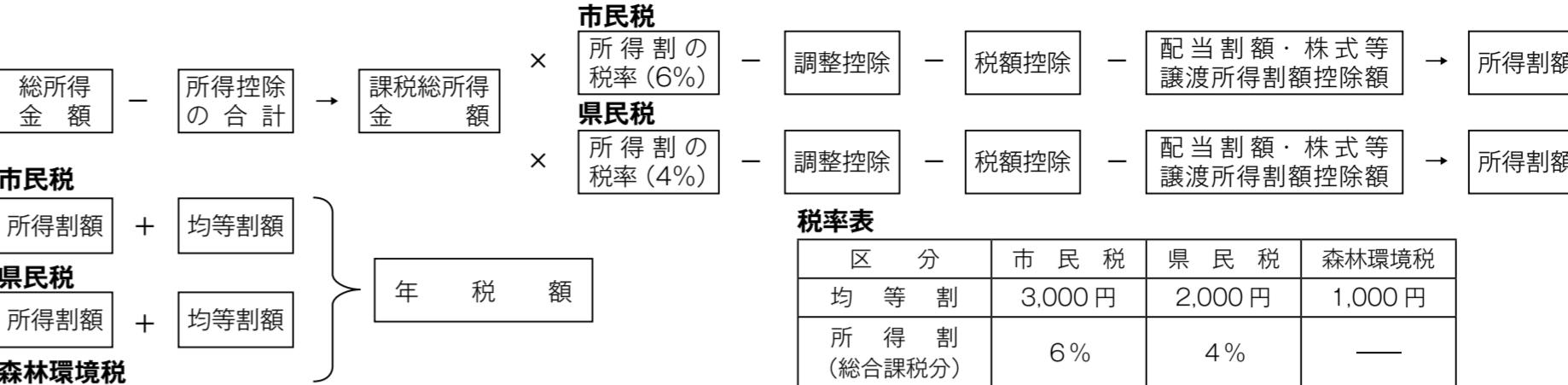
・(給与収入額(上限:1,000万円) - 850万円) × 10%

● 扶養控除

被扶養者の給与収入(所得)		扶養控除	
103万円以下(所得48万円以下)		扶養に入れます	
103万円超(所得48万円超)		扶養に入れません	

※(1)、(2)の両方に該当する場合は(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

市民税・県民税の計算のしかた



税額控除

調整控除(人的控除額の差額に基づく減額措置) ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用はありません。

1 課税所得金額が200万円以下の場合

- (1)と(2)のいずれか小さい額の5%を税額から控除
 - 1 人的控除額の差の合計
 - 2 課税所得金額

2 課税所得金額が200万円超の場合

- (1)から(2)を引いた額の5%を税額から控除。ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円
 - 1 人的控除額の差の合計
 - 2 課税所得金額から200万円を差し引いた額

【市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額】

控除の種類		控除を受けられる人の所得金額	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差額
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
	老人	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者	950万円超1,000万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
		900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
	配偶者特別控除合計所得金額	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		900万円以下	33万円	38万円	3万円※1
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円※2
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※3
配偶者特別控除合計所得金額		950万円超1,000万円以下			適用無し※4

※1: 平成30年度までの配偶者特別控除の差額(市・県民税 33万円、所得税 36万円)

